

平成26年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総務部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
事業課	GⅢキリンカップ場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年6月28日	各ボートレース施行者	197,025,292	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2
事業課	日本財団会長杯争奪第19回におの湖賞場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年7月14日	各ボートレース施行者	32,000,489	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2
事業課	テレボートカップ・JLC杯場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年7月25日	各ボートレース施行者	20,831,779	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2
事業課	第19回びわこカップ場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年8月12日	各ボートレース施行者	54,876,554	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2
事業課	ヴィーナスシリーズ第7戦 びわこプリンセスカーニバル場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年8月20日	各ボートレース施行者	301,215,571	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2
事業課	第29回オールニッポン選抜戦場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年9月5日	各ボートレース施行者	6,674,696	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2
事業課	近江米カップ場外発売事務委託	びわこボートレース場で開催する競走の場外発売業務の委託	平成26年9月25日	各ボートレース施行者	30,223,031	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため	2	2